

達 示 第 1 号  
令 和 4 年 1 月 4 日

名古屋拘置所長

「所内生活のしおり（死刑確定者用）」を発行することについて  
標記について、別添のとおり定めたので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和2年10月8日付け達示第9号「「所内生活のしおり（死刑確定者用）」  
を発行することについて」は廃止する。

おって、一宮拘置支所及び半田拘置支所については、本達示に準じて運用する。

死刑確定者用

所内生活のしおり  
遵 守 事 項

名古屋拘置所

## 第1 はじめに

### 1 しおりの目的

あなたは、法律に基づいて裁判を受けていましたが、その結果、刑が確定しました。

おそらく、家族のことやその他いろいろと心配や悩み事がたくさんあると思いますが、いたずらに悩み焦ることなく、落ち着いて生活してください。

当所には、未決の人達や、懲役等の刑が確定して移送を待っている受刑者など、多くの方が収容され、共同生活が営まれています。したがって、お互いの立場を理解し合い、今まで以上に尊重し合っ生活することが必要です。

以上の趣旨を踏まえ、収容生活において認められていること、認められていないことなど生活の基準を具体的に定めたものが、この「所内生活のしおり」です。

あなたは、法律の趣旨に則り、当所の生活では、単独処遇が原則となり、社会における個人の生活とは異なり、必要な制限を受けることとなりますが、その意味を理解し、法令やこの所内生活のしおりに従った、良識のある収容生活を送ってください。

### 2 用語の説明

生活する上で聞き慣れない言葉があると思いますので、簡単に説明します。

称号番号 各自に付されている番号をいいます。収容中、名前と同様に用いるので覚えておいてください。

領置 金銭や物品を当所で保管することです。このうち、お金を領置金、物品を領置品といいます。

保管私物 所内で使用し、又は摂取することができる物品のことを  
いいます。この物品は、皆さんに渡しますので自分自身で  
管理してください。

他者への交付 領置中又は自分で保管中の金品について、家族、知人  
など特定の外部の人に交付又は郵送により渡すことをい  
います。

廃棄 領置に不適當な物品、不要になった物品を定められた  
手続により処分することをいいます。

自弁 所内で使用したり摂取することができる物品で、自分  
のお金で購入したり、外部の人に差し入れてもらった  
ものをいいます。

備付書籍等 当所所有の図書であり、希望により貸与することがで  
きます。

日刊通常新聞紙 時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙のこ  
とをいいます。一般的に、政治、経済、スポーツ、事件  
など各種時事に関する事項を網羅している新聞紙のこ  
とをいいます。

日刊特別新聞紙 日刊通常新聞紙以外の新聞紙をいいます。

願箋 願い出のための用紙をいいます。

指印 願箋や訴訟書類等に印鑑の代用として押す左手  
人指し指の印をいいます。

自己契約作業 請負契約に基づき、余暇時間帯等に行う物品の製作そ  
の他の作業をいいます。施設は、業者との仲介をします。  
作業内容は、施設の規律及び秩序の維持その他管理  
運営上支障を生ずるおそれがないものとなります。

認書 訴訟書類や手紙を作成することをいいます。



こう 交	だん 談	たにん はなし 他人と話をすることをいいます。
けん 検	さ 査	しんたい ちゃくい しょじひん きょしつどう けんさ 身体、着衣、所持品、居室等を検査することをいいます。
ゆう 郵	けん 券	ゆうびんきって ゆうびんしょかん 郵便切手、はがき、郵便書簡をいいます。
ちよう 調	さ 査	じゆんしゆじこうとう いはん また いはん うたが 遵守事項等に違反し、又は違反した疑いがあるとき、 じじつかんけい ちょうさ こくち そち その事実関係を調査するために告知される措置をいいます。
ちよう 懲	ばつ 罰	ちょうさ うえ どうしよ きりつ いはん みと 調査の上、当所の規律に違反したと認められたとき、 しよてい てつづき へ か ぎょうせいじよう せいさい 所定の手続を経て科される行政上の制裁をいいます。
ふ ふくもうした 不服申立て		じぶんじしん たい どうしよ そちまた しょぐう ふふく 自分自身に対する当所の措置又は処遇に不服があるとき、 さだ てつづき したが ふふく しょちょう かんさかん 定められた手続に従ってその不服を所長、監査官、 きょうせいかんくちょう また ほうむだいじん もう た 矯正管区長、又は法務大臣に申し立てることをいいます。
かり しゅうしん じ かん 仮就寝時間		しゅうしん さ つか じかん 就寝しても差し支えない時間をいいます。
ほん しゅうしん じ かん 本就寝時間		しゅうしん じかん 就寝しなければならない時間をいいます。
きよう 教	かい 誨	ひ しゅうようしゃ たい せいしんてき りんりてき しゅうきようてき 被収容者に対して、精神的、倫理的、宗教的な きようか おこな 教化を行うことをいいます。

第1 はじめに

- 1 しおりの目的もくてき
- 2 用語の説明ようご せつめい

第2 所内の生活動作しょない せいかつどうさ

1 一般的心得いっぱんてきこころえ

- (1) 居室きょしつ
- (2) 言葉遣いことばづか
- (3) 交談こうだん
- (4) 衣類等の検査いるいどう けんさ

(5) 連行れんこう

(6) 届け出とど で

(7) 服装ふくそう

(8) その他た

2 動作時限どうさじげん

3 居室動作きょしつどうさ

(1) 清掃等せいそうとう

(2) 起床きしょう

(3) 点検てんけん

(4) 食事しょくじ

(5) 間食かんしょく

(6) 室内運動しつないうんどう

(7) 午睡ごすい

(8) 座席ざせき

(9) 備品等びひんとう

- (10) 手洗い等 てあら とう
- (11) 洗濯 せんたく
- (12) 報知器 ほうちき
- (13) 願せん がん
- (14) 筆記 ひっき
- (15) ラジオ放送等 ほうそうとう
- (16) 囲碁・将棋 いご しょうぎ
- (17) 就寝 しゅうしん
- (18) 居室検査 きょしつけんさ
- (19) 自己契約作業 じ こけいやくさぎょう

### 第3 保健衛生 ほけんえいせい

#### 1 医療 いりょう

#### 2 屋外運動 おくがいうんどう

- (1) 実施日時 じっしにちじ
- (2) 場所 ばしょ
- (3) 運動器具 うんどうきぐ
- (4) 医療上の制限 いりょうじょう せいげん
- (5) その他 た

#### 3 入浴 にゅうよく

- (1) 実施日時 じっしにちじ
- (2) 場所 ばしょ
- (3) 医療上の制限 いりょうじょう せいげん
- (4) その他 た

#### 4 洗濯等 せんたくとう

- (1) 有料洗濯 ゆうりょうせんたく
- (2) 無料洗濯 むりょうせんたく

(3) その他

5 調髪

(1) 調髪

(2) その他

第4 宗教教誨

第5 図書・新聞紙等

1 自弁書籍

(1) 所持冊数

(2) 閲読期間

(3) 閲読の許可基準

(4) その他

2 備付書籍等

(1) 所持冊数

(2) 閲読貸与期間

(3) その他

3 新聞

(1) 購読部数

(2) 購読申込み

(3) 購読料の支払

(4) 閲読の許可基準

(5) 通常紙以外の新聞紙

(6) 廃棄

(7) その他

4 パンフレット類

(1) 所持部数

(2) 閲読の許可基準

(3) 廃棄 はいき

(4) その他 た

5 写真 しゃしん

第6 面会と手紙 めんかい てがみ

1 面会 めんかい

(1) 面会場所 めんかいばしょ

(2) 面会時間 めんかいじかん

(3) 面会回数と人数 めんかいかいすう にんずう

(4) 面会時の携行物 めんかいじ けいこうぶつ

(5) 面会の停止等 めんかい ていしとう

2 手紙等 てがみとう

(1) 筆記場所 ひっきばしょ

(2) 発信日時 はっしんにちじ

(3) 発信回数等 はっしんかいすうとう

(4) 便せん枚数 びん まいすう

(5) 郵券 ゆうけん

(6) 内容検査 ないようけんさ

(7) 代筆 だいひつ

(8) 発信住所 はっしんじゅうしょ

(9) 外国語 がいこくご

(10) 来信の所持 らいしん しょじ

(11) その他 た

第7 領置等 りょうちとう

1 領置 りょうち

2 保管私物 ほかんしぶつ

3 差入れ さしい

- 4 購入こうにゆう
- 5 他者への交付 (宅下げ)たしや こうふ たくさ
- 第8 賞罰しょうばつ
  - 1 賞しょう
  - 2 懲罰ちようばつ
    - (1) 懲罰の種類ちようばつ しゆるい
    - (2) 審査と言渡ししんさ いいわた
    - (3) 懲罰の執行免除ちようばつ しつこうめんじょ
    - (4) 懲罰の一時停止ちようばつ いちじていし
  - 3 その他の処分た しよぶん
- 第9 不服申立てふふくもうした
  - 1 審査の申請と再申請しんさ しんせい さいしんせい
  - 2 事実の申告じじつ しんこく
  - 3 苦情の申し出くじょう もう で
  - 4 留意点りゅういてん
- 第10 災害に対する心構え等さいがい たい ころがま どう
  - 1 心構えころがま
    - (1) 地震じしん
    - (2) 火災かさい
  - 2 避難ひなん
    - (1) 地震じしん
    - (2) 火災かさい
- 第11 証明書等しょうめいしょどう
- 第12 国民年金制度等こくみんねんきんせいどう
- 第13 刑事施設視察委員会けいじしせつしきついいんかい

## 第2 所内の生活動作

### 1 一般的心得

#### (1) 居室

居室は、単独室収容を原則とします。また、定期的に居室を転出しますので指示に従ってください。

#### (2) 言葉遣い

誰に対しても穏やかな言葉遣いや態度で接するよう心掛けてください。

#### (3) 交談

次のようなときには、勝手に話をしてはいけません。

ア 本就寝及び午睡時間中

イ 点検中

ウ 室内運動実施中

エ 自己契約作業実施中

オ 入浴及び単独運動実施中

カ 面会、診察等待合時間中

キ 連行中

ク その他職員が交談を禁止したとき

なお、交談が許されている場合でも、他の人の迷惑になるような大きな声で話すことは慎んでください。また、他の居室にいる人に呼びかけたり、あるいは他の人の呼びかけに応えたりしてはいけません。

#### (4) 衣類等の検査

居室の出入時等随時、物を不正に所持していないかを確認するため、職員があなたたちの着ている衣類や、携帯品を検査しますので、指示に従って検査を受けてください。

(5) 連行

ろうかとうきよしつがい れんこう うでぐ て っ  
廊下等居室外で連行される時は、腕組みやポケットに手を突  
こ つ込むなどの不体裁な格好はやめ、れんこうしよくいん しじ ごうれい したが  
つて機敏に歩行してください。

また、しよくいん しじ かぎ はし せいぜん ほこう  
職員の手指示のない限り、走ったりせず、整然と歩行して  
ください。

エレベーターによるれんこう ばあい べつず た いち  
方向が定められていますので、まも  
守ってください。

(6) 届出

つぎ ばあい すみ しよくいん とど で  
次のような場合は速やかに職員に届け出てください。

ア かさい まわ きゅうびょうとう いじょうじたい ほっせい  
火災や回りの人の急病等、異常事態が発生したとき。

イ た ひと いや おど ぼうこうとう う  
他の人から嫌がらせ、脅かし、暴行等を受けたとき。

ウ おと もの わす ものとうふしん もの はっけん  
落とし物、忘れ物等不審な物を発見したとき。

エ びひん たいよひん せつび はそん おそん はっけん  
備品、貸与品、設備に破損や汚損を発見したとき。

(7) 服装

いるい じべん みと じじょう じべん いるい しよじ  
衣類は、自弁を認めますが、事情があつて自弁の衣類を所持し  
ていない人は申し出てください。かんい たいよ  
官衣を貸与します。

いずれにしても、きよしつ ないがい さだ ふくそう  
居室の内外にかかわらず、定められた服装を  
まも 守ってください。きよか かって らたい はんらたい ふく  
許可なく勝手に裸体（半裸体を含む）になったり、  
タオル等 とう はちまき た ふていさい かつこう  
で鉢巻をしたり、その他不体裁な格好をしてはいけません。

つね せいけつ たんせい ふくそう ころが  
常に清潔で、端正な服装を心掛けてください。

(8) その他

たが じけん ないよう ふ ころが たが たちば  
お互いに事件の内容には触れないように心掛け、お互いの立場  
をいたわり合いましょう。



## 2 動作時限

一日の生活は次の動作時限表のとおりです。その都度、放送や  
 号令等で知らせますので、この基準に従って規律正しく生活して  
 ください。

(平日)

動作	時刻
起床	7:00
点検	7:30
朝食	7:40
余暇時間	朝食後
昼食	11:30
横臥許可 時間	12:00 14:30
余暇時間	14:30
夕食	16:20
点検	16:50
仮就寝 余暇時間	17:00
就寝	21:00

(休日)

動作	時刻
起床	8:00
点検	8:10
朝食	8:30
余暇時間	朝食後
昼食	11:50
横臥許可 時間	13:00 15:00
余暇時間	15:00
夕食	16:10
点検	16:40
仮就寝 余暇時間	17:00
就寝	21:00

※自己契約作業者の動作時限については、別に定めます。

### 3 居室動作

#### (1) 清掃等

居室は、転室して他の人も使用する場所です。清掃時間は設けていませんが、常に清潔を保つよう1日1回以上、適宜清掃するよう心掛けてください。

また、ゴミ類を便器、流し台、洗面台へ流すと排水管が詰まるので決して流さないでください。ゴミは、回収時に分別できるようにしてくずかごに集め、提出してください。

居室の備品は、別表「居室備品」のとおりです。また、その保管する場所は、別図「備品の保管場所」のとおりです。使用後は、元の位置に戻すなど、居室の整理整頓に努めてください。

#### (2) 起床

放送告知又は号令により起床時刻を知らせますので、直ちに起きて、別図のとおり、寝具を定められた位置にきちんと整頓し、点検の合図があるまでに着替え等の片付けを終えるようにしてください。

#### (3) 点検

点検は、1日に朝夕の2回実施します。職員の指示号令に従い、節度ある態度で礼儀正しく受けてください。

なお、点検の諸動作は、次表「点検動作」のとおりです。

てんけんどうさひょう  
点検動作表

ごう 号	れい 令	どう 動	さ 作
てんけんようい 点検用意 (放送 ほうそう 告知)		ふくそう ととの べつず てんけん い ち 服装を整え、別図「点検位置」のとおり、 きょしつとびらがわ む すわ あんざまた せいざ で居室扉側を向いて座り（安座又は正座のどちらでもよ い。）、つぎ ごうれい 次の号令を待つ。	しよてい い ち 所定の位置
てん 点	けん 検	じゆんじきよしつ てんけん じつし 順次居室の点検を実施するので、 すわ しず てんけん 座って静かに点検を まつ。 待つ。	
しつばんごう ○室番号		あさてんけん ばんごう とな 朝点検は番号を唱えないが、 ゆうてんけん じぶん しょうこばんごう 夕点検は自分の称呼番号 をはっきりとな と唱える。	
てんけんしゆうりよう 点検終了		つうじょう せいかつどうさ 通常の生活動作に戻る。	

(4) 食事

しよくじ あさひるゆう しよくとも どうしよ しよてい じかん わりようきゆうしよく  
食事は、朝昼夕の3食共、当所で所定の時間に無料給食しま  
す。かぎ くに よさん なか えいよう がいかんとう  
限られた国の予算の中で栄養のバランス、カロリー、外観等を  
こうりよ うえこんだて さくせい ちようり たしよ う す きら  
考慮の上献立を作成し、調理しています。多少の好き嫌いはあると  
おも けんこう ほ じ きっしよく こころ が  
思いますが、健康保持のためにもできるだけ喫食するよう心掛け  
てください。

ほか つぎ まも  
その他、次のことを守ってください。

ア しよくじ べつず ざせき い ち してい い ち きっしよく  
食事は、別図「座席の位置」のとおり指定された位置で喫食  
すること。

イ きゆうよ しよくじ つ ど きっしよく のこ  
給与された食事は、その都度喫食し、残ったものはすべて  
ざんぱん だ ざんぱんるい やちよう あた べんき なが  
残飯として出すこと。残飯類を野鳥に与えたり、便器に流した  
りしないこと。

ウ じべんしよく ふく しよくじ た ひと あた こうかん  
自弁食を含め、食事を他の人に与えたり、交換したりしないこ  
と。

エ しよくじ さい つ ど てあら れいこう  
食事の際は、その都度手洗いを励行すること。

(5) 間食

かんしょく　じ　ひ　こうにゆう　きょしつびひん　こうにゆうひんかかくひょう　きさい  
間食は、自費購入（居室備品「購入品価格表」に記載してい  
また　さしい　きょしつ　しょじ　きつしょく  
る。）又は差入れにより、居室で所持し、喫食することができま  
しょくじどうよう　た　ひと　あた　こうかん　ほんしゅうしん  
すが、食事同様、他の人に与えたり、交換することや、本就寝  
じかんちゆう　きつしょく　や  
時間中に喫食することは止めてください。

ふはい　もの　はやめ　きつしょく　こころが  
また、腐敗しやすい物は、早目に喫食するよう心掛けてくだ  
さい。

#### (6) 室内運動

しつないうんどう  
ごぜん　かい　ご　ご　かい　しつないうんどう　じかん　もう  
午前1回、午後2回、室内運動の時間を設けていますので、  
うんどう　ひと　ほうそう　あいず　したが　きょしつない　あんぜん　かくにん　うえ  
運動したい人は、放送の合図に従い居室内の安全を確認した上、  
じっし  
実施してください。

#### (7) 午睡

ごすい  
ひる　ごすいじかん　もう　ほうそうこくち　ごすい  
昼に午睡時間を設けています。放送告知があったら、午睡した  
ひと　しょてい　いち　しずか　ね  
い人は、所定の位置で静かに寝てください。

ふとん　し　し　さ　つか  
布団は敷いても敷かなくても差し支えがありません。

ごすいしゅうりょう　ほうそうこくち　すみ　お  
また、午睡終了も放送告知がありますので、速やかに起きて  
しんぐ　もと　いち　かたづ  
寝具を元の位置に片付けてください。

#### (8) 座席

きょしつない　ざせき　いち　べつず　ざせき　いち　してい  
居室内の座席位置は、別図「座席の位置」のとおり、指定され  
ています。

かって　ばしょ　か　ねころ　しんぐるい  
勝手に場所を変えたり、寝転んだり、寝具類にもたれかかった  
しんぐ　こしか　ふひつよう　しつない　ある　まわ　べんき　まど  
り、寝具に腰掛けたり、不必要に室内を歩き回ったり、便器や窓  
のぼ  
に上ったりなどしないようにしてください。

#### (9) 備品等

備品や設備は、大切に、その用途に合った取扱いをするほか、  
次のことを守ってください。

ア 壁等に張紙や落書きをしたり、汚損又は破損したりしないよ  
う十分注意すること。もし過って備品等を汚損したときは、  
直に担当職員に申し出ること。

イ 机や便器の上に上がったり、机や便器の蓋の上に座ったり  
しないこと。

ウ 当所から給与又は貸与されている物及び許可されている私物  
以外の物を所持しないこと。

許可されていない物を所持していたときは、その物を強制的  
に取り上げ、廃棄等の処置をとることがあります。

(10) 手洗い等

水道の出しっ放しはやめ、必ず洗面器に水を貯めて使用し、流  
しっ放しにする等して無駄に使用することなく、節水に努めてく  
ださい。

室内で認められるのは、手洗い、洗顔、足拭き程度ですから、  
職員に断りなく、洗髪、拭身（水道で水洗いしたタオル等で  
全身、若しくは胸部、腹部、背中 of いずれかを拭くこと。）や、  
足洗い等の行為をしないでください。

(11) 洗濯

室内で勝手に衣類（タオル、ハンカチ、マスクを除く。）を洗  
濯してはいけません。家族等へ宅下して洗濯してもらうか、又は  
有料洗濯（業者依頼）若しくは当所での無料洗濯を利用して  
ください。

(12) 報知器

職員に用事があるときは、報知器を出し、担当職員が来るのを座って静かに待っててください。

通りがかりの職員に声を掛けたり、大声で職員を呼んだりしないでください。

(13) 願箋

願事は、その目的に応じた所定の願箋にその旨を記載して提出してください。記載に当たっては、氏名等を正確に書き、指印を押捺し、その要旨を手短に書くよう心掛けてください。

また、どうしても自分で願箋を書けない事情のある人は、その旨を申し出て職員に代筆してもらうことができます。

なお、願事の期日等は、次表「願いごと」のとおりです。

表 願いごと

種類	期日等
診察	平日週1回(ただし、当所が別途指定した曜日)
調髪	おおむね2か月に1回(ただし、当所が別途指定した日)
物品購入	居室備品「日用品等購入受付日割表」、 「週刊誌申しこみひょう げっかんしもうしこみひょう」による。
有料洗濯	居室備品「有料洗濯料金表」による。
無料洗濯	週2回ないしは3回(ただし、当所が別途指定した日)
他者への交付	休日を除く毎日
廃棄	休日を除く毎日

(14) 筆記

筆記は、原則として居室で備品の机を使用して行ってください。筆記が認められている時間は、点検、食事、自己契約作業の時間を除く起床時から就寝するまでの時間です。寝具や、畳の上に横になりながら筆記することはいけません。筆記用具は当所

で許可された筆記具で、用紙はノート（表紙裏に貼付する許可証の心得事項を守ること。）、罫紙（訴訟上、その他必要があるときに願出により許可）です。

手紙等については、手紙の項目を参照してください。

(15) ラジオ放送及びDVD視聴等

ラジオ放送は、当所であらかじめ指定した番組を機械で自動選択し、放送しています。聴取したくない人は、職員に申し出てください。時々、電波障害や当所の都合で一時的に中断することがありますが、放送が再開されるまで静かに待っててください。また、主に午後6時頃、処遇変更等の告知放送を行う場合があります。

DVD視聴については、別途視聴要領を定めます。

(16) 囲碁・将棋

個別に囲碁・将棋を用いて勉強等したい場合は、願出をすれば許可します。

仮就寝時間中の場所は、布団を上げた自分の就寝場所を利用してください。

なお、午後8時50分から翌朝の起床時刻までは、囲碁・将棋をすることはできませんので、注意してください。

(17) 就寝

就寝時間が定められているので、勝手に就寝してはいけません。就寝してもいい時間は、仮就寝時間と本就寝時間です（午睡時間については、午睡の項目を参照のこと。）。

仮就寝時間（おおむね午後5時から午後9時までの時間）は、別図「就寝位置」のとおり、所定の位置に寝具を敷き、就寝することができます。

その他、次のことに注意してください。

ア 寝具から顔を出し、タオル等を顔にかぶって就寝しないこと。

イ 就寝するときは、パジャマ等に着替え、本類など身の回りを整頓した上で就寝すること。裸体（半裸体を含む）で就寝しないこと。

ウ 本就寝時間は、年間を通じておおむね午後9時から、平日は午前7時まで、休日は午前8時までの時間で、仮就寝同様、所定の場所に寝具を敷き、就寝すること。就寝時の服装は、仮就寝時と同じです。

エ 本就寝時間中は、用便等必要があつて起床する場合も、極力騒音を出さないよう注意すること。

オ 本就寝時間中は、筆記、読書、間食をしないこと。

#### (18) 居室検査

定期、又は臨時に居室の設備、備品、所持品の検査をします。検査時は、職員の検身を受けた後、居室前廊下等において検査が終了するまでの間、職員の指示に従って待っていただきます。

#### (19) 自己契約作業

作業を希望する人は、担当職員に申し出てください。ただし、作業量に限度があるため、希望に添えない場合があります。



### 第3 保健衛生

#### 1 医療

当所の生活は、居室中心ですから、居室にいる時間がどうしても長くなります。室内における保健衛生に留意しつつ、健康には十分注意してください。また、身体の調子が悪いときは、職員に申し出てください。申出に応じ、医師が医療上又は衛生上の必要から休養等の措置を取るなど、処遇の変更を指示することがありますので従ってください。

その他、次のことに注意してください。

- (1) 性病、結核、皮膚病、肝炎等伝染性の病気を持っている人は、速やかに担当職員に申し出て指示を受けること。
- (2) 体調が悪くても勝手に横がせず、職員に申し出ること。申出があれば、状況を判断し、臨時の横がを認めることがあります。
- (3) 医師を信頼し、その指示に従うとともに、診察を受ける際には、礼儀を守り、勝手な振る舞いをしないこと。
- (4) 投与された薬等は、所定の時間に服用し、勝手に廃棄したりしないこと。
- (5) 薬によっては、職員が服用を確認するため、口の中を検査したり、番号など声を発することを求めますので、指示に従うこと。
- (6) 当所において感染症等が発生したときは、個人の意思に反し、その予防に必要な措置を講ずる場合があるので、指示に従うこと。
- (7) 願出により、歯科治療を受けることができますが、出願者が多い場合は、若干の日を要することがあります。
- (8) 当所へ収容される以前から、傷病により医師の診察治療を受けていた人で、引き続き当該医師を指名し、有料で診察治療等を受けることを希望する人は担当職員に願出してください。

## 2 おくがいうんどう 屋外運動

### (1) 実施日時

うてんとう うんどうじょう しょう ひ にゅうよくび きゅうじつ たとくべつ  
雨天等で運動場が使用できない日，入浴日，休日その他特別  
じじょう ばあい のぞ げんそく ぶんおくがい うんどう じっし  
の事情がある場合を除いて，原則として30分屋外で運動を実施  
します。

うんどうじかん ゆうこう かつよう けんこう ほ じ つと  
運動時間を有効に活用し，健康の保持に努めてください。

### (2) 場所

げんそく たんどくしゃよううんどうじょう うんどう じっし  
原則として，単独者用運動場において運動を実施しますが，  
つごう うんどうじょう へんこう ばあい  
都合により運動場を変更する場合があります。

### (3) 運動用具

うんどうじょう うんどうようぐ そな つ しょう ひと  
運動場に運動用具を備え付けてありますので，使用したい人は  
がかり しょくいん もう で つ だたいよ  
係の職員に申し出てください。その都度貸与します。

うんどうしゅうりよう ご うんどうようぐ せいとん ようぐ こわ たんどう  
運動終了後は運動用具を整頓し，用具が壊れているときは担当  
しょくいん もう で  
職員に申し出ること。

なほ つめ き ひと どうよう もう で つめ き  
なお，爪を切りたい人も，同様に申し出てください。爪切りを  
たいよ つめ き あと き つめ かたづ  
貸与します（爪切りをした後は，きちんと切った爪を片付けてく  
ださい。）。

### (4) 医療上の制限

けんこうじょうたい い し し じ うんどう せいげん ばあい  
健康状態によっては，医師の指示により運動が制限される場合  
もありますので，その場合は指示に従ってください。

### (5) その他

つぎ じこう ふく うんどうちゅう しょくいん しょくむじょう し じ したが  
次の事項を含め，運動中，職員の職務上の指示に従わない  
なりの規律違反行為等があり，運動を続けることが適当でないと  
きりついはんこういとう うんどう つづ てきとう  
などの規律違反行為等があり，運動を続けることが適当でないと  
がかりしょくいん はんだん うんどう ちゅうし  
係職員が判断したとき，運動を中止することがあります。

からだ きず また からだ きず かけき うんどう  
ア 身体を傷つけ，又は身体を傷つけるおそれのある過激な運動  
ばあい  
をした場合

イ 集団<sup>しゅうだん</sup>で運動<sup>うんどう</sup>することとなった場合、運動中<sup>うんどうちゅう</sup>、必要以上<sup>ひつよういじょう</sup>に  
大声<sup>おおごえ</sup>で交談<sup>こうだん</sup>した場合<sup>ばあい</sup>

### 3 入浴<sup>にゅうよく</sup>

#### (1) 実施日時<sup>じっしにちじ</sup>

入浴<sup>にゅうよく</sup>は、原則<sup>げんそく</sup>として週<sup>しゅう</sup> 2回<sup>かい</sup>実施<sup>じっし</sup>します。入浴時間<sup>にゅうよく じかん</sup>は1回<sup>かい</sup> 15分<sup>ふん</sup>です。

限<sup>かぎ</sup>られた時間<sup>じかん</sup>を有効<sup>ゆうこう</sup>に使い、身体<sup>からだ</sup>の清潔<sup>せいけつ</sup>保持<sup>ほじ</sup>に努<sup>つと</sup>めてください。

#### (2) 場所<sup>ばしょ</sup>

原則<sup>げんそく</sup>として、単独<sup>たんどく</sup>者用<sup>しゃよう</sup>入浴場<sup>にゅうよくじょう</sup>で入浴<sup>にゅうよく</sup>を実施<sup>じっし</sup>します。

#### (3) 医療上<sup>いりょうじょう</sup>の制限<sup>せいげん</sup>

健康<sup>けんこう</sup>状態<sup>じょうたい</sup>によっては、医師<sup>いし</sup>の指示<sup>しじ</sup>により運動<sup>うんどう</sup>と同様<sup>どうよう</sup>に入浴<sup>にゅうよく</sup>が制限<sup>せいげん</sup>される場合<sup>ばあい</sup>もありますので、その場合<sup>ばあい</sup>は指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>ってください。

#### (4) その他<sup>た</sup>

次<sup>つぎ</sup>の事項<sup>じこう</sup>を含<sup>ふく</sup>め、入浴中<sup>にゅうよくちゅう</sup>、職員<sup>しよくいん</sup>の職務上<sup>しよくむじょう</sup>の指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>わないなどの規律<sup>きりついはん</sup>違反<sup>こういとう</sup>行為<sup>こういとう</sup>等<sup>とう</sup>があり、入浴<sup>にゅうよく</sup>を続<sup>つづ</sup>けることが適<sup>てきとう</sup>当<sup>とう</sup>でない  
と係<sup>かかり</sup>職員<sup>しよくいん</sup>が判断<sup>はんだん</sup>したとき、入浴<sup>にゅうよく</sup>を中止<sup>ちゅうし</sup>することがあります。

ア 入浴<sup>にゅうよく</sup>の際は、静<sup>せい</sup>かに行<sup>しず</sup>動<sup>どう</sup>し、他<sup>た</sup>の人<sup>ひと</sup>と話<sup>はな</sup>しをしないこと。

イ 用事<sup>ようじ</sup>があるときは、静<sup>せい</sup>かに手<sup>て</sup>を上げ<sup>あ</sup>て待<sup>ま</sup>つこと。

イ 湯水<sup>ゆみず</sup>は、節<sup>せつ</sup>約<sup>やく</sup>に努<sup>つと</sup>め、出<sup>だ</sup>しっ放<sup>はな</sup>しにして使<sup>しよう</sup>用<sup>よう</sup>しないこと。

ウ 入浴<sup>にゅうよく</sup>時<sup>じ</sup>、ひげそり用<sup>よう</sup>として各自<sup>かくじ</sup>にカミソリ<sup>こ</sup> 1個<sup>たいよ</sup>を貸与<sup>かいた</sup>しますが、病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>予<sup>よ</sup>防<sup>ぼう</sup>のため、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>に貸与<sup>かいた</sup>されたカミソリ<sup>こ</sup>を他<sup>た</sup>の人<sup>ひと</sup>に貸<sup>か</sup>さないこと。

エ 額<sup>ひたい</sup>や眉<sup>まゆ</sup>を剃<sup>そり</sup>込<sup>こ</sup>むなど、人相<sup>にんそう</sup>が変<sup>か</sup>わるよう<sup>よう</sup>な剃<sup>そ</sup>り方<sup>かた</sup>をしないこと。

オ 浴槽には、あらかじめ身体を洗ってから入り、浴槽の中で身体を洗わないこと。

カ タオルを浴槽の中に入れたり、浴槽の縁や頭の上に置いたりしないこと。

キ 他の人と石けんやシャンプーの貸し借りをしないこと。

ク その他、他の人に迷惑にならないよう手際よく入浴すること。

#### 4 洗濯等

##### (1) 有料洗濯

衣類等の洗濯は、原則として家族等に交付して実施してください。交付で洗濯できない人は、委託業者による有料洗濯ができます。希望する人は、所定の願せんをもって該当日（備品「有料洗濯料金表」を参照のこと。）に申し込んでください。なお、洗濯物を出すときは、当所で用意する片布（布切れのこと）に自分の称呼番号と居室番号を記載し、これを洗濯物に縫い付けて提出してください。片布に番号等の記載が無かったり、外れたりした場合には受付られなかったり、紛失したりするおそれがありますので特に注意してください。

##### (2) 無料洗濯

下着類（シャツ、パンツ、靴下等）に限り、無料で洗濯を実施しますので、該当日（週2回ないし3回程度実施しており、その都度口頭告知する。）に申し込んでください。この場合も有料洗濯と同様、片布に自分の称呼番号と居室番号を記載し、これを洗濯物に縫い付けて提出してください。

#### 5 調髪

##### (1) 調髪

調髪を行いたい場合は、担当職員に申し出てください。

ただし、髪型<sup>かみがた</sup>については、限定<sup>げんてい</sup>されたものになります。

(2) その他<sup>た</sup>

次の事項<sup>つぎ じこう</sup>に反<sup>はん</sup>することを含<sup>ふく</sup>め、調髪<sup>ちょうはつ</sup>実施<sup>じっし</sup>中<sup>ちゅう</sup>職員<sup>しよくいん</sup>の職務<sup>しよくむじょう</sup>上の

指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>わないなどの規律<sup>きりつい</sup>違反<sup>はん</sup>行為<sup>こういどう</sup>等<sup>らう</sup>があつた場合<sup>ばあい</sup>、調髪<sup>ちょうはつ</sup>を  
中止<sup>ちゅうし</sup>することがあります。

ア 理髪<sup>りはつ</sup>係<sup>がかり</sup>と不必要<sup>ふひつよう</sup>な話し<sup>はな</sup>をしないこと。

イ 調髪<sup>ちょうはつ</sup>器具<sup>きぐ</sup>に触<sup>ふ</sup>れないこと。

#### 第4 <sup>しゅうきょうきょうかい</sup> 宗教教誨

<sup>な</sup>亡<sup>かぞく</sup>くなった<sup>ひがいしゃ</sup>家族<sup>どきょう</sup>や被害者<sup>しゅうきょうきょうかい</sup>のため、<sup>おし</sup>読経<sup>う</sup>など<sup>しよてい</sup>を<sup>てつづ</sup>して<sup>ねが</sup>もら<sup>い</sup>たい<sup>とき</sup>とき、  
<sup>また</sup>又<sup>とく</sup>は<sup>しゅうきょうじょう</sup>特に<sup>おし</sup>宗<sup>う</sup>教<sup>しよてい</sup>上<sup>てつづ</sup>の<sup>ねが</sup>教<sup>い</sup>え<sup>う</sup>を<sup>う</sup>け<sup>たい</sup>たい<sup>とき</sup>ときは、<sup>しよてい</sup>所<sup>てつづ</sup>定<sup>ねが</sup>の<sup>う</sup>手<sup>い</sup>続<sup>い</sup>き<sup>う</sup>を<sup>も</sup>つ<sup>て</sup>て<sup>ねが</sup>願<sup>い</sup>い<sup>だ</sup>す<sup>べ</sup>き<sup>です</sup>。事情<sup>じじょう</sup>を<sup>こうりよ</sup>考<sup>し</sup>慮<sup>し</sup>、<sup>きょうかいし</sup>教<sup>とくししゅうきょうか</sup>誨<sup>か</sup>師<sup>による</sup>（<sup>篤志</sup>篤<sup>志</sup>宗<sup>教</sup>家）<sup>による</sup>による<sup>しゅうきょうきょうかい</sup>宗<sup>じっし</sup>教<sup>し</sup>誨<sup>を</sup>実<sup>じ</sup>施<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。

<sup>じゆず</sup>また、<sup>きょしつ</sup>数<sup>しよじ</sup>珠<sup>どうよう</sup>や<sup>ねが</sup>ロ<sup>で</sup>ザ<sup>で</sup>リ<sup>で</sup>オ<sup>を</sup>を<sup>きょしつ</sup>居<sup>しよじ</sup>室<sup>しよじ</sup>で<sup>しよじ</sup>所<sup>どうよう</sup>持<sup>ねが</sup>した<sup>い</sup>い<sup>とき</sup>も<sup>どうよう</sup>同<sup>ねが</sup>様<sup>で</sup>に<sup>ねが</sup>願<sup>い</sup>い<sup>だ</sup>す<sup>べ</sup>き<sup>です</sup>。  
<sup>ほあんかんりじょうとうししよ</sup>だ<sup>い</sup>さい。保<sup>しよじ</sup>安<sup>みと</sup>管<sup>を</sup>理<sup>を</sup>上<sup>を</sup>等<sup>を</sup>支<sup>を</sup>障<sup>を</sup>の<sup>な</sup>い<sup>も</sup>の<sup>で</sup>あ<sup>ら</sup>ば、<sup>しよじ</sup>所<sup>みと</sup>持<sup>を</sup>を<sup>ねが</sup>認<sup>め</sup>ま<sup>す</sup>。

## 第5 図書・新聞紙

### 1 自弁書籍

#### (1) 所持冊数

差し入れや購入（単行本は、週1回個々に、雑誌類は、居室備品「週刊誌申込表」「月刊誌申込表」に従い、購入することができる。）により、居室で自弁書籍を所持できます。

所持冊数については、学習用図書、辞典、経典、宗教書又は訴訟用図書を含め、保管私物の総量（別項目で説明）の範囲内で所持することを認めます。

いずれも、不必要になったり、保管私物の総量を越える場合は、速やかに廃棄するか家族等への交付等の措置を行ってください。

なお、月刊誌、週刊誌、旬刊誌等の雑誌類は、原則として閲読後廃棄してください。

#### (2) 閲読期間

前記規定に基づき、閲読期間は特に設けませんが、いずれも、不必要になったり、保管私物の総量を越える場合は、速やかに廃棄するか家族等への交付等の措置を行ってください。

#### (3) 閲読の許可基準

自弁書籍は、事前に当所でその形態や内容を検査します。そして、検査の結果、次の事項に該当するときは、その部分を抹消したり、切り取ったり、本そのものの閲読を認めないことがあります。

ア 逃走、暴動等の刑務事故を具体的に記述したもの。

イ 所内の秩序を乱すことをあおり、そそのかすもの。

ウ 風俗上問題となることを露骨に描写したもの。

エ 犯罪の手段、方法等を詳細に伝えたもの。

オ 通信文又は削除しがたい書き込みがあるもの。

カ 外国語等を使用したもので、検査が困難なもの。

キ その他、管理運営上支障があるもの。

なお、所持を認めた自弁書籍には、閲読許可証を貼付します。

#### (4) その他

その他、次のことに注意してください。

ア 自弁書籍を他の人に与えたり、貸したり、又は他の人からもらったり、借りたりしないこと。

イ 自弁書籍に書き込みをしないこと（雑誌類に掲載のパズル等に解答したり、アンダーラインを引いたりする程度は差し支えない。）。

ウ 自弁書籍を勝手に破損したり、廃棄しないこと。

エ 閲読許可証のないものは、速やかに担当職員に提出すること。

## 2 備付書籍

### (1) 所持冊数

願出により、2冊までの備付書籍を所持できます。ただし、学習用図書がくしゅうようとしよの閲読を希望するときは、別に定められた手続きをもって願出してください。この場合、前記以外に最高2冊まで所持できます。また、不必要になった備付書籍は、速やかに返納してください。

### (2) 閲読貸与期間

備付書籍の貸与期間は、次回備付書籍の貸与時まで（おおむね15日間）です。ただし、貸与期間を延長したいときは、定められた手続きをもって願出すれば15日延長することがありますが、所持冊数は、最大で4冊までとなります。



(3) その他

その他、次のことに注意してください。

ア 備付書籍の貸与時、落書きなどの汚損がないかどうかを確かめ、汚損等があった場合、速やかに担当職員に申し出ること。

イ 破損又は汚損（書き込みを含む）しないよう、貸与された備付書籍を大切に扱うこと。

ウ 備付書籍を他の人と貸し借りしないこと。

3 新聞

(1) 購読部数

当所で指定する日刊通常新聞紙2紙（アンケート調査を参考に指定するもので、「日刊通常紙」という。）の中から1紙を選び、購読することができます。日刊特別新聞紙についても、同様です。

(2) 購読申込み

月1回、月ごとに指定した日に所定の手続きをもって申し込んでください。なお、指定日以降に確定した人で、20日以内に限り申し込みすることができます。この場合の購読日数は、次表「通常外申込指定日表」のとおりです。

次表については、懲罰の執行が終了した人や、その他相当の理由があると認められる人にも適用します。

ひょう つうじょうがいもうしこみしていびひょう  
表 通常外申込指定日表

つうじょう 通常 していび 指定日 につう た日数	もうしこみ 申込 けいか 経過し	こう 購	どく 読	き 期	かん 間
か 5日		しよてい につう か げん につう 所定の日数から5日を減じた日数			
かいじょう 6日以上 かいな 10日以内		しよてい につう か げん につう 所定の日数から10日を減じた日数			
にちじょう 11日以上 にちない 15日以内		しよてい につう にち げん につう 所定の日数から15日を減じた日数			
にちじょう 15日以上 にちない 20日以内		しよてい につう にち げん につう 所定の日数から20日を減じた日数			

(3) こうどくりょう しはら  
購読料の支払い

こうどくりょう まえきんばら こうどくりょう しはら いこう かいやく  
購読料は、前金払いです。購読料を支払った以降に解約する  
ことはできませんので、ちゅうい  
注意してください。

なお、とく や え りゆう けんとう うえ かいやく みと  
特に止むを得ない理由があれば検討の上、解約を認め、  
それまでのこうどくぶん せいさん ざんきん へんきん ぼあい  
購読分を精算して残金を返金する場合があります。

(4) えつどく きよかきじゆん  
閲読の許可基準

じべんしよせき えつどくきよかきじゆん どうよう ないよう けんさ えつどく ふてきとう  
自弁書籍の閲読許可基準と同様に内容を検査し、閲読が不適當  
と判断したときは、そのがいとう ぶぶん まっしょう  
該当する部分を抹消することがあります。

(5) はいき  
廃棄

につかんつうじょうしんぶんしおよ いがい しんぶんし ざっし どうよう  
日刊通常新聞紙及びそれ以外の新聞紙は、いずれも雑誌と同様  
はいき げんそく えつどくご すみ はいき てつづ  
に廃棄が原則ですから、閲読後は、速やかに廃棄の手続きをして  
ください。

(6) た  
その他

じべん しんぶん こうにゆう ぼあい しせつ じゆんび つうじょうし  
自弁で新聞の購入ができない場合は、施設で準備する通常紙  
のし かいらん じゆんじえつどく  
1紙を回覧しますので順次閲読してください。

その他、次のことに注意してください。

ア 自分の新聞紙を他の人に与えたり、貸したり、又は他の人からもらったりしないこと。

イ 新聞紙を勝手に破損したり、書き込みをしたり、廃棄しないこと。

#### 4 パンフレット類

##### (1) 所持部数

保管私物の総量の範囲内において所持することを認め、特に制限は設けませんが、パンフレット類は、できる限り整理し、その部数を最小限にするよう努めてください。

##### (2) 閲読の許可基準

自弁書籍の閲読許可基準と同様に内容を検査し、閲読が不適当と判断したときは、その該当する部分を抹消したり、切り取ったり、パンフレット類そのものの閲読を認めないことがあります。

##### (3) 廃棄

パンフレット類は、雑誌と同様に廃棄が原則ですから、閲読終了後は速やかに廃棄の手続きをしてください。

##### (4) その他

その他、注意事項については、新聞の事項と同様です。

#### 5 写真

居室での写真の所持については、保管私物の総量の範囲内において所持することを認め、特に制限は設けません。写真が差入れ等された場合、許可基準に合致したものについては速やかに交付します。内容の許可基準は、自弁書籍の閲読許可基準と同様で、閲覧が不適当と判断したときは、写真そのものの所持を認めないことがあります。

なお、その他注意事項については、自弁書籍の事項と同様です。

## 第6 面会と手紙

### 1 面会

面会は、親族及び申請して許可された人とすることができます。

#### (1) 面会場所

面会は、面会室において実施します。

#### (2) 面会時間

休日及び年末年始の休庁期間中を除く、原則として平日の当所の執務時間内に実施します。

なお、面会受付時間は、次のとおりです。

平日 午前8時30分～午前11時15分まで

午後零時45分～午後4時00分まで

#### (3) 面会回数と人数

面会は、原則として1日1回です。また、面会の相手方は、1回につき、3人までです。1日に2回以上の面会が重ならないよう、あらかじめ手紙等で連絡を取り合ってください。

なお、面会を実施する際は、原則として職員の立会等を行います。訴訟の準備その他の正当な利益を保護するための事情があり、相当と認められる場合には、立会等を行わない場合もあります。

#### (4) 面会時の携行物

面会の際、メモ等を携行したいときは、あらかじめ願い出て許可を得てください。再審に関する裁判資料等であっても、勝手に居室から持ち出すことはできません。

#### (5) 面会の停止等

次のようなとき、面会を停止したり、中止したりすることがありますので注意してください。

ア 会話の内容が次の事項に該当するとき

(ア) 合言葉や、事前の断りがなく外国語を使用するなど、立会職員がその内容を理解できないとき。

(イ) 犯罪をそそのかす内容であるとき。

(ウ) 逃走を図る内容であるとき。

(エ) 当所の規律及び秩序を害するおそれがある内容であるとき。

(オ) 当所に関することで、明らかに虚偽の事実が含まれる内容であるとき。

イ 次のような行為があったとき

(ア) 無断で定められた場所を離れたり、他の被収容者と話しをする行為をしたとき。

(イ) 大きな声を出したり、粗暴な行為があったとき。

(ウ) その他当所の規律及び秩序を害する行為があったとき。

## 2 手紙等

### (1) 筆記場所

筆記場所は、原則として居室です。その他「所内の生活動作」の筆記の項目を参考にしてください。

### (2) 発信日時

手紙等の郵便又は電報は、特に禁止されている場合を除き、毎日発信したり、受信することができます。ただし、休日及び年末年始の休庁期間中は、原則として発信はできません。

なお、筆記できる時間は、点検、食事、自己契約作業の時間を除き起床時から就寝するまでの時間です。

### (3) 発信回数等

発信（電報を含む。）は、親族及び申請して許可された者に対して発信できます。

1日の発信は、原則として1日2通以内で午前中は9時までの間、午後は1時30分までの間に受付します。ただし、裁判所その他公務所等に宛てた信書については、通数の制限を行わないものもあるので、不明な点等が生じた際には、担当職員に申し出てください。

また、差止め等によって、実際には発信できなかったとしても、発信は申請した時点で1通として数えます。

なお、速やかな発信処理のため、準備ができている場合、朝の願事等の時間に受付回収する場合があります。

受信については、許可された相手方であれば、通数等の制限はありません。

#### (4) 便せん枚数

手紙は、1通につき便せん7枚以内、1罫に1行で記載してください。なお、鉛筆で記載したり、裏面や欄外に書いてはいけません。どうしても、便せん7枚を超えて書く必要がある場合は、願せんで申し出て許可を受けてください。

#### (5) 郵券

郵券は、各人所定の郵券用の袋に入れて保管し、自己管理してください。

#### (6) 内容検査

発受信の手紙等は、すべて検査しますので、手紙を発信する場合は封をしないで提出してください。検査の結果、その内容が次のようなものであったときは、発受信を認めなかったり、又は一部訂正を求めたり、抹消したりすることがあるので注意してください。

なお、<sup>ないよう ほうれい ふ みと</sup>内容が法令に触れると認められるときは、<sup>けんさつかん つうほう</sup>検察官に通報したり、<sup>けいじじけん そうち</sup>刑事事件として送致することもあります。

ア <sup>とうそう はか ないよう</sup>逃走を図る内容であるとき。

イ <sup>ふごう あんごう しょう りかい ないよう</sup>符号、暗号を使用したもので、理解できない内容であるとき。

ウ <sup>とうしょ きりつちつじょ がい ないよう</sup>当所の規律秩序を害するおそれがある内容であるとき。

エ <sup>けいぼつほうれい ふ けっか しょう ないよう</sup>刑罰法令に触れる結果を生じるおそれがある内容であるとき。

オ <sup>きょうはく また あき きよぎ きじゅつ じゅしんにん ふあん</sup>脅迫、又は明らかな虚偽の記述により、受信人をして不安にさせ、<sup>また じゅしんにん そんがい こおむ ないよう</sup>又は受信人に損害を被らせるおそれがある内容であるとき。

カ <sup>じゅしんにん ぶじょく ないよう</sup>受信人を侮辱する内容であるとき。

キ <sup>とうしょ かん あき きよぎ じじつ ないよう ふく</sup>当所に関する<sup>こと</sup>で、明らかに虚偽の事実が内容に含まれているとき。

#### (7) <sup>だいひつ</sup>代筆

<sup>てがみるい じぶん か た ひしゅうようしゃ だいひつ</sup>手紙類は、自分で書いてください。他の被収容者に代筆しても<sup>らう</sup>ことはいけません。もし、<sup>じじょう も じ か ばあい</sup>事情があつて文字が書けない場合は、<sup>たんとうしょくいん もう で しょくいん だいひつ</sup>担当職員に申し出てください。職員が代筆します。

#### (8) <sup>はっしんじゅうしょ</sup>発信住所

<sup>はっしん じゅうしょ ゆうびんばんごう な ごやしひがしく</sup>発信の住所は、「郵便番号461-8586 名古屋市東区<sup>しらかべいちちようめいちばんち きさい じじょう とうしょ</sup>白壁一丁目一番地」と記載してください。事情があつて、当所の<sup>じゅうしょ きさい ばあい がん もう で</sup>住所を記載したくない場合は、あらかじめ願せんで申し出てください。

#### (9) <sup>がいこくご</sup>外国語

<sup>ゆうびん でんぼう げんそく にほんご か</sup>郵便や電報は、原則として日本語で書いてください。もし、<sup>にほんごいがい か ほんやく はっそう おく</sup>日本語以外で書いてあるときは、翻訳のため発送が遅れることがあります。なお、<sup>にほんごいがい か ばあい がん ていしゅつ</sup>日本語以外で書く場合は、願せんで提出してください。

また、<sup>ほんやく</sup> 翻訳に要した<sup>よう</sup> 手数料は、<sup>てすりよう</sup> 原則として<sup>げんそく</sup> 個人が<sup>こじん</sup> 負担すること  
になります。

(10) <sup>らいしん</sup> 来信の<sup>しよじ</sup> 所持

<sup>きよしつ</sup> 居室での<sup>らいしんしよじ</sup> 来信所持については、<sup>ほかんしぶつ</sup> 保管私物の<sup>そうりよう</sup> 総量<sup>はんい</sup> の範囲内におい  
て<sup>しよじ</sup> 所持することを認め、<sup>みと</sup> 特に<sup>とく</sup> 制限<sup>せいげん</sup> は<sup>もう</sup> 設けません。

なお、<sup>らいしん</sup> 来信の手紙等に<sup>てがみとう</sup> 書き込み<sup>か</sup> などをして<sup>こ</sup> 家族等<sup>かぞくとう</sup> への<sup>こうふとう</sup> 交付等  
することはしないでください。

(11) <sup>た</sup> その他

<sup>かきとめ</sup> 書留、<sup>はいたつしやうめい</sup> 配達証明<sup>な</sup> 等の<sup>とりあつか</sup> 取扱いを<sup>きぼう</sup> 希望するとき、<sup>ゆうけん</sup> 郵券が<sup>な</sup> 無くて  
<sup>はっしん</sup> 発信できないとき、<sup>また</sup> 又は<sup>た</sup> その他<sup>たこま</sup> 困ったことがあったときは、その  
<sup>むね</sup> 旨を<sup>しょくいん</sup> 職員に<sup>もう</sup> 申し出<sup>で</sup> てください。<sup>ぎやうむじやうししやう</sup> 業務上支障のない<sup>はんい</sup> 範囲で<sup>たいおう</sup> 対応し  
ます。



## 第7 領置等

### 1 領置

みなさんが入所時に携行してきた私物のうち、所内での使用又は所持が許されないもの（携帯電話、カメラ、ライター（オイル・ガス抜き可能なもの）、金銭等）は領置し、施設が善良な保管義務により管理します。

(1) 領置限度量は、内容積約36リットルの領置箱2箱です。

(2) 領置総量が、領置限度量を超える場合、超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付又は廃棄をしなければなりません。これをしない場合は、超過量に相当する量を売却してその代金を領置し、売却できないものは廃棄されることがあります。

### 2 保管私物

(1) 所内使用が許されるもの（図書、日用品、衣類など、ただし、内容や形状、材質等により不許可となるものは除く。）は、各自に交付し、居室内で所持する私物保管バッグに入れ、自己の責任において自己保管し、いつでも好きなときに使えるようにしています。自己保管となった物品については、領置品基帳には登載せず、施設は管理責任を負わないので、自己責任で保管することとなります。

(2) 保管私物には、次のような決まり事があるので、承知してお願いしてください。

ア 被収容者1人の自己保管（官給品を含む。）の最大限度量は、居室に備付けの棚（約26リットル。ただし、安全上の視点か

ら一段積みの使用とし、積み上げる高さは同棚の上端から最高  
10センチメートルまでとします。) 及び貸与する私物保管バ  
ッグ1個分(約65リットル)の合わせて約91リットルとし  
ます。

なお、プラスチック製衣類籠は整理用として貸与しますが、  
保管私物の容量に含みません。

イ 購入や差入れによって保管私物が増え、前記アで示した限度  
量を超え、領置が認められない場合は、超過量に相当する  
量の物品について、親族その他相当と認める者への交付又は  
廃棄をしなければなりません。これをしない場合は、超過量に  
相当する量を売却してその代金を領置し、売却できないも  
のは廃棄されることがあります。

ウ 備付棚(約26リットル)及び私物保管バッグ(65リ  
ットル)が満杯になった場合には、物品の中から廃棄又は宅下を  
行って空きスペースを作り出さない限り、自弃物品等の購入  
を差し止めることがありますので特に注意してください。

エ 貸与する私物保管バッグは、施錠できますので、大切な物は  
私物保管バッグで施錠して管理してください。

### 3 差入れ

(1) 差入れが許可になる物品と1日当たりの物品とその数量は、  
原則として所内で所持・使用又は喫食が認められている物品と  
数量に限られています。

(2) 差入れのあった物品は、検査して交付します(検査に日数がか  
かる場合があります。)。保安管理上等、支障があると判断した  
物品は交付しません。なお、前記1で説明したとおり、保管私物  
に係る総量はその基準を超えている場合には、差入れの制限を受

けることがありますので十分注意し、余分な物品は差入れしないよう家族等とよく連絡を取り合ってください。

(3) 差入物が次に該当するものは、その差入物を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に対し、その引取りを求めることとなります。なお、返送の場合の費用は着払いとなります。  
ア 交付することにより、当所の規律秩序を乱すおそれのあるもの。

イ 差入人の住所、氏名が明らかでないもの。

ウ 自弁により使用し、若しくは摂取することができる物品又は積放の際に必要と認められる物品以外のもの。

エ 差入許可量を超えるもの。

オ 保管に不便なもの。

カ 腐敗し、又は滅失するおそれのあるもの。

キ 危険を生ずるおそれのあるもの。

ク 本人が受け取ることを拒んだもの。

#### 4 購入

当所で購入できる物品は、居室備付の「購買品価格表」に記載してある物品で、その他にも郵券、書籍等があります。別紙「物品購入願い（マークシート方式）の記載要領」に従ってマークシートに記入し、担当職員に提出してください。マークシートの記載に不備がある場合、エラー扱いとなります。その場合は、再度申込みを受け付けますが、再度エラーが出た場合には、申込みを取り消されますので注意してください。

申込みの時点で領置金等が不足している場合は、申込みを取り消します。

希望する商品のコード番号を間違えた場合、そのコード番号の

商品しょうひんが入ることになります。この場合、機械きかいによる処理しょりのため、  
返品へんぴん・返金へんきんができませんので、必ず記入後のコード番号ばんごうを確認して  
おいてください。

また、季節商品きせつしょうひんは、期間限定の取扱いとりあつかとなりますので、期間外  
の申込みはできませんので、コード表ひょうで確認してください。

間食かんしょくについては、1回、各商品かくしょうひんの購入制限個数こうにゆうせいげんこすう以内で購入す  
ることができます。

なお、購入は毎日できますが、あくまでも保管私物ほかんしぶつの総量そうりょうの  
範囲内はんいでの居室内所持きょしつないしよじとなりますから、計画的な購入を心掛けて  
ください。

日用品にちようひんや衣類いるい、その他間食等たかんしょくとうについては、前記1で説明したとお  
り、私物保管しぶつほかんの総量そうりょうを超える場合、購入の制限せいげんを受けることがあ  
りますので、十分注意じゅうぶんちゅういしてください。

また、他の人たひとに物を買与えたり、前借りまえがしたりするようなことは  
できません。自分で購入した物じぶんこうにゆうものは、自分の物じぶんものとして所持しよじし、使用しようし、  
喫食きつしょくしてください。

## 5 他者への交付たしやこうふ（宅下げたくさ）

他者への交付たしやこうふは、原則げんそくとして窓口交付まどぐちこうふとなっていますので、面会めんかい  
に来たときに交付こうふできるよう、あらかじめその手続きてづつをとっておいて  
ください。

窓口交付まどぐちこうふができない場合は、郵送交付ゆうそうこうふができます。郵送ゆうそうによる  
交付こうふは、自己じこの費用ひようで行ってください。

なお、交付する金銭きんせんや物ものを受け取る際には、印鑑いんかん及び身分証みぶんしょう  
明証めいしょうが必要ひつようですので、家族等かぞくとうに連絡れんらくしておいてください。印鑑いんかん及  
び身分証明証みぶんしょうめいしょうがない場合には、交付品こうふひんを交付できないことがあり  
ます。

## 第8 賞罰

### 1 賞

次のような行為があったときは、賞が与えられます。

- (1) 人命を救助したとき。
- (2) 地震、火災その他の災害に際し、応急の用務に服して、功勞があったとき。
- (3) その他特に褒められる行為があったとき。

### 2 懲罰

#### (1) 懲罰の種類

別に定める「受刑者以外の被収容者遵守事項」又は刑事施設の規律秩序を維持するため職員が行った指示に従わなかった場合には、反則行為として次の懲罰を科せられることがあります。

#### ア 戒告

イ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

ウ 書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

#### エ 閉居罰

以上の懲罰は、二つ以上併科されることがあります。

なお、反則行為が刑罰法令に触れる場合は、犯罪として検察

庁へ通報等することもあります。

#### (2) 審査と告知

はんそくこうい うたが じじつかんけい ちょうさ  
反則行為の疑いがあったときは、事実関係についての調査を  
おこな ちょうさ ひつよう ひしゅうようしゃ しん  
行います。また、調査のため必要があるときは、被収容者の身  
たい ちゃくい しよじひんおよ きよしつ けんさ しよじひん と あ  
体、着衣、所持品及び居室を検査し、その所持品を取り上げて  
いちじ ほかん  
一時保管することもあります。

ちょうさ きかん げんそく しゅうかん え じゆう  
調査の期間は、原則として2週間ですが、やむを得ない事由  
があると認めるときは、更に2週間その期間を延長することが  
あります。調査の結果については、懲罰審査会で審議した上で、  
ほんにん こくち  
本人に告知されます。

ちょうばつしんさかい しゅつせき べんかい きかい あた  
なお、懲罰審査会に出席して弁解の機会が与えられます。

### (3) 懲罰の執行免除等

ちょうばつ か ひど じゅばつきかんちゅう たいどう はんせい じょう  
懲罰を科せられた人で、受罰期間中の態度等から反省の情が  
いちじる みと ばあいとう しっこう えんき また  
著しいと認められる場合等には、その執行を延期し、又はその  
ぜんぶも いちぶ しっこう めんじょ  
全部若しくは一部の執行を免除されることもあります。

### (4) 懲罰の一時停止

つぎ ばあい ちょうばつ しっこう えんき  
次のような場合には、懲罰の執行を延期します。

しゅつてい とうじつ  
ア 出廷の当日

たしせつ いそう  
イ 他施設へ移送される時

しゅべい たとく ひつよう みと  
ウ 疾病その他特に必要があると認められる時

### 3 その他の処分

じゅんしゅじこう いはん こうい はんそくこうい けいび  
遵守事項に違反する行為であっても、その反則行為が軽微で、かつ、  
はんせい じょう みと ちょうばつ か くんかい ちゅういしどうとう  
反省の情が認められるときは、懲罰を科さず、訓戒や注意指導等の  
しよぶん い わた  
処分を言い渡すことがあります。

第9 不服申立て

1 審査の申請と再審査の申請

(1) 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服があるときは、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。

ア 自弁物品の使用又は摂取を許さない処分

イ 物品購入等のための領置金の使用又は金品の他の人への交付)を許さない処分

ウ 指名医による診療を許さない処分又は許可した指名医の診療の中止処分

エ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限

オ 自弁の書籍等の閲覧の禁止又は取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法の制限

カ 自弁の書籍等の検査に必要な翻訳費用を負担させる処分

キ 隔離

ク 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分

ケ 作業上負傷等したことに對する障害手当金の支給に関する処分

コ 作業上負傷等したことで釈放時になお治っていない場合の特別手当金の支給に関する処分

サ 信書の発受又は作成した文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

シ 発受を禁止した信書等を釈放の際に引渡しをしない処分

ス 外国語による面会の立会や外国語による信書の検査に必要な通訳及び翻訳の費用を負担させる処分

セ 懲罰



ソ 反則行為に係る物の国庫への帰属処分

タ 反則行為の調査のための隔離

(2) 審査の申請期間は、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内です。

(3) 審査の申請に対しては、裁決がなされ、書面をもって通知されます。

(4) 審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。

(5) 再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内です。

(6) 再審査の申請の裁決は、審査の申請に準じてなされます。

## 2 事実の申告と事実の再申告

(1) 自己に対する刑事施設の職員による行為であって、次に掲げるものがあつたときは、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができます。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して30日以内です。

(3) 事実の申告に対しては、その申告に係る事実の有無について確認の上、書面をもって通知されます。ただし、その人が釈放されたときは、通知されません。

(4) 通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、書面で、法務大臣に対し、事実を申告することができます。



- (5) 法務大臣に対する事実の申告は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内です。

### 3 苦情の申出

#### (1) 法務大臣に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

#### (2) 監査官に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出をすることができます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 監査官は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

#### (3) 刑事施設の長に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 被収容者が口頭で苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができることとなっています。

エ 刑事施設の長は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

#### 4 留意点

(1) 不服申立書は、これを行う者が自ら作成しなければなりません。二人以上が共同し、又は他の人に代わって作成することとは認めません。

(2) 不服申立書を自書することができない場合は、申出により職員が代書します。

(3) 不服申立書の作成及び発送を希望するときは、その旨を願箋に記載して願い出てください。

(4) 不服申立書の用紙は、作成時に1個の不服申立てにつき1枚交付します。

なお、同一の種類<sup>どういつ しゅるい</sup>の不服申立て<sup>ふふくもうした</sup>を同時に複数<sup>どうじ ふくすう</sup>する場合に限り<sup>ばあい かり</sup>最大3枚<sup>さいだい まい</sup>まで交付<sup>こうふ</sup>します。これを書き損じた旨<sup>か ぞん</sup>の申出<sup>むね</sup>があれば、作成者<sup>さくせいしゃ</sup>に廃棄<sup>はいき</sup>させた上で、新たな用紙<sup>うえ</sup>1枚<sup>あら ようし</sup>を交付<sup>まい こうふ</sup>します。職員<sup>しょくいん</sup>の指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>って廃棄<sup>はいき</sup>してください。

(5) 不服申立書の作成は、原則として余暇時間とし、作成期間は7日以内です（延長は認めません。）。

(6) 審査の申請（再申請を含む。）及び事実の申告（再申告を含む。）の作成・提出及び発送は、以下のとおり受け付けます。

へいじつ  
<平日>

さくせいうけつけ ごぜん じ ふん ごご じ  
作成受付 午前8時30分から午後3時まで

はっそううけつけ ごぜん じ ふん ごご じ  
発送受付 午前8時30分から午後2時まで

きゅうじつ  
<休日>

さくせいうけつけ ごぜん じ ふん ごご じ  
作成受付 午前8時30分から午後2時まで

はっそううけつけ ごぜん じ ふん ごご じ  
発送受付 午前8時30分から午後零時まで

※ 休日の発送は、受付日中に投函しますが、郵便局の  
集配等の都合により、受付日翌日の消印となることが  
あります。

(7) 不服申立書の発送に使用する封筒及び郵券は原則として自  
弁となります。

(8) 不服申立書の作成の取下げを希望するときは、その旨を願箋  
に記載して願出してください。

(9) 不服申立ては、同じ種類であれば、複数行うことができ  
ますが、用紙は1件につき1枚となっています。同時  
にできる不服申立ては、同種類3件までです。願出の際  
に、何件行うのか申し出てください。違う種類の不服  
申立てを並行して作成することはできません。

## 第10 さいがい たい ころがま とう 災害に対する心構え等

### 1 ころがま 心構え

じしんとう さいがいじ なに お つ こうどう もっと ひつよう  
地震等の災害時には、何よりも落ち着いた行動が最も必要なので、  
つぎ あ じこう ねんとう お れいせいちんちやく こうどう  
次に上げる事項を念頭に置き、冷静沈着に行動してください。

#### (1) じしん 地震

ア おお じしん からだ かん まど はな ぼうさいずきん  
大きな地震を身体に感じたら、ガラス窓から離れ、防災頭巾や  
ふとん あたま かぶ かべ み よ  
布団などを頭から被って壁に身を寄せること。

イ じしん ゆ す あんしん よしん おそ  
地震は、揺れが過ぎたらまず安心であるから、余震を恐れ、デ  
マにまど  
マに惑わされないこと。

ウ おお こえ だ とびら たた け さわ  
大きな声を出したり、扉を叩いたり、蹴ったりして騒がないこと。

エ ひじょうほうそう しず き しじ したが こうどう  
非常放送を静かに聞き、その指示に従って行動すること。

オ た ひと ふあん どうよう あた い  
他の人に不安や動揺を与えるようなことを言わないこと。

#### (2) かさい 火災

ア けむり けむり のが ぬ くち  
煙がひどいときは、煙から逃れるため、タオルを濡らして口と  
はな おお み ひく たいき  
鼻を覆い、身を低くして待機すること。

イ た じしん ちゅういじこう まも  
その他1-(1)「地震」の注意事項のウ、エ、オを守ること。

### 2 ひなん 避難

ひなん ひつよう さいがい はっせい きゅう  
避難が必要なほどの大きな災害が発生したときは、あなたたちを救  
しゅつ ひがい さいしょうげんど しよくいん  
出するため、またその被害を最小限度にとどめるため、職員がいろい  
ろなしじ だ しじ すみ したが  
ろな指示を出しますが、この指示には速やかに従ってください。

とく つぎ じこう ねんとう おき れいせいちんちやく こうどう  
特に次の事項を念頭に置き、冷静沈着に行動してください。

#### (1) じしん 地震

ア ぼうさいずきん とうぶ おお しよくいん しじ ま  
防災頭巾で頭部を覆い、職員の指示を待つこと。

イ ひなん しじ ゆうどう したが せいぜん ひなん  
避難の指示があつたら、その誘導に従い、整然と避難すること。

ウ ひなんちゅう こうだん  
避難中は交談をしないこと。

エ どう はへんぶつ あしもと ちゅうい  
ガラス等の破片物がないか、足元に注意すること。

(2) 火災<sup>かさい</sup>

ア 濡<sup>ぬ</sup>らしたタオルで口と鼻<sup>くち はな</sup>を覆<sup>おお</sup>い、避難<sup>ひなん</sup>すること。

イ 閉鎖<sup>へいさ</sup>した防火戸<sup>ぼうかど</sup>を通行<sup>つうこう</sup>した際は、防火戸<sup>ぼうかど</sup>を元の状<sup>もと</sup>態<sup>じょうたい</sup>に戻<sup>もど</sup>すこと。

ウ その他<sup>た</sup>2- (1) 「地震<sup>じしん</sup>」の注意事項<sup>ちゅういじこう</sup>のイ、ウを守<sup>まも</sup>ること。

第11 証明書等<sup>しょうめいしょとう</sup>

当所<sup>とうしょ</sup>収<sup>しゅう</sup>容<sup>よう</sup>中<sup>ちゅう</sup>に在所<sup>ざいしょ</sup>証明書等<sup>しょうめいしょとう</sup>の証明書<sup>しょうめいしょ</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>となった場合<sup>ばあい</sup>は、

所定<sup>しよてい</sup>の手続<sup>てつづ</sup>きをもつて申し出<sup>もう</sup>てくださ<sup>で</sup>い。相当<sup>そうとう</sup>の理由<sup>りゆう</sup>が認め<sup>みと</sup>られ

ば交<sup>こう</sup>付<sup>ふ</sup>します。

## 第12 国民年金制度等

### 1 国民年金制度

- (1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自必要な手続を行ってください。
- なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。
- (2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金などがあります。
- なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定の所得の範囲内にある者については、所定の請求手続を行えば、年金生活者支援給付金を受給できます（ただし、刑又は保護処分等の執行等を受ける間は受給できません。）。
- (3) 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、次の2の手続を行ってください。
- (4) 保険料は、納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付することができます。
- (5) 住民登録がない被収容者については、矯正施設の長による在所証明書又は在院証明書（以下「在所証明書等」という。）を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出などの手続を行うことができます。

なお、住民登録がない被収容者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

## 2 保険料免除制度等

- (1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます（法定免除）。また、出産を行った場合（予定を含む。）は、届出により一定期間、保険料の免除が受けられるほか（産前産後免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続を行ってください（申請免除）。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、矯正施設の長による在所証明書等を添付して手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、矯正施設の所在地を管轄する年金事務所等へ免除申請書を提出してください。

- (2) 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないことを理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に対する税の申告が行われていることが必要ですが、平成26年10月1日から、税の申告が行われていない場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となりました。また、所得がない場合は所得の申立書の添付は不要です。



なお、<sup>ほけんりょうのうふ</sup> 保険料納付の免除は、<sup>めんじよ</sup> 所得基準や<sup>しよとくきじゆん</sup> 失業等を<sup>しつぎやうとう</sup> 理由として<sup>りゆう</sup> 認められますが、<sup>きやうせいしせつ</sup> 矯正施設に<sup>しゆうやう</sup> 収容されたことは<sup>めんじよやうけん</sup> 免除要件に<sup>がいとう</sup> 該当しません。

(3) <sup>しんせいめんじよ</sup> 申請免除には、<sup>しよとく</sup> 所得に<sup>おう</sup> 応じて<sup>ほけんりょうぜんがく</sup> 保険料全額の<sup>しはら</sup> 支払いが<sup>めんじよ</sup> 免除される<sup>ばあい</sup> 場合と<sup>ほけんりょう</sup> 保険料の一部が<sup>いちぶ</sup> 免除される<sup>めんじよ</sup> 場合があります。<sup>ばあい</sup>

(4) <sup>いちぶめんじよ</sup> 一部免除された<sup>ばあい</sup> 場合については、<sup>のこ</sup> 残りの<sup>ほけんりょう</sup> 保険料を支<sup>しはら</sup> 払わない<sup>かぎ</sup> 限り<sup>めんじよきかん</sup> 免除期間とは<sup>ほけんりょうみのうきかん</sup> ならず、<sup>あつか</sup> 保険料未納期間として<sup>あつか</sup> 扱われるので、<sup>ちゆうい</sup> 注意してください。

(5) <sup>しんせいめんじよ</sup> 申請免除の<sup>しんさ</sup> 審査は、<sup>ほんにん</sup> 本人のほか、<sup>はいぐうしやおよ</sup> 配偶者及び<sup>せたいぬし</sup> 世帯主の<sup>ぜんねん</sup> 前年の<sup>しよとく</sup> 所得により<sup>おこな</sup> 行われます。

(6) <sup>せたいぬしまた</sup> 世帯主又は<sup>はいぐうしや</sup> 配偶者の<sup>しよとく</sup> 所得が<sup>きじゆんがく</sup> 基準額を超<sup>こ</sup> えるときは<sup>しんせいめんじよ</sup> 申請免除が<sup>う</sup> 受けられませんが、<sup>さいみまん</sup> 30歳未<sup>もの</sup> 満の<sup>へいせい</sup> 者（平成28年7月以降は<sup>ねん</sup> 50歳<sup>がついこう</sup> 未<sup>さい</sup> 満の<sup>さい</sup> 者）については、<sup>せたいぬし</sup> 世帯主の<sup>しよとく</sup> 所得にか<sup>ほけんりょうのうふ</sup> かわらず<sup>みまん</sup> 保険料納付の<sup>ゆうよ</sup> 猶予が<sup>みと</sup> 認められる<sup>ばあい</sup> 場合があります（<sup>のうふゆうよ</sup> 納付猶予）。また、<sup>のうふゆうよ</sup> 納付猶予の<sup>しんせいてつづき</sup> 申請手続については（1）及び（2）の<sup>およ</sup> 免除申請の手続と同様で<sup>めんじよしんせい</sup> す。<sup>てつづき</sup> 同様で<sup>どうやう</sup> す。

(7) <sup>しんせいめんじよ</sup> 申請免除と<sup>のうふゆうよ</sup> 納付猶予の<sup>しょうにんきかん</sup> 承認期間については、<sup>がつ</sup> 7月から<sup>よく</sup> 翌6月<sup>がつ</sup> までですが、<sup>かこ</sup> 過去2年分まで<sup>ねんぶん</sup> 遡及して<sup>そきゆう</sup> 申請することができます。

(8) <sup>しんせいめんじよおよ</sup> 申請免除及び<sup>のうふゆうよ</sup> 納付猶予の<sup>しんせい</sup> 申請は、<sup>まいねんどおこな</sup> 毎年度<sup>ひつやう</sup> 行う必要があります。<sup>ぜんがくめんじよおよ</sup> ただし、<sup>のうふゆうよ</sup> 全額免除及び<sup>かぎ</sup> 納付猶予に限<sup>よくねんどういこう</sup> っては、<sup>めんじよまた</sup> 翌年度以降も<sup>ゆうよ</sup> 免除又<sup>しょうにん</sup> は<sup>きぼう</sup> 猶予の<sup>しんせい</sup> 承認を<sup>もう</sup> 希望することを<sup>で</sup> 申請時に<sup>しんせい</sup> 申し出ることによって、<sup>よくねんどういこう</sup> 翌年度以降の<sup>しんせい</sup> 申請を<sup>しょうりやく</sup> 省略<sup>ばあい</sup> できる場合があります。

なお、<sup>よくねんどういこう</sup> 翌年度以降の<sup>めんじよまた</sup> 免除又は<sup>ゆうよ</sup> 猶予の<sup>しんさ</sup> 審査において、<sup>ぜい</sup> 税の<sup>しんこく</sup> 申告が<sup>おこな</sup> 行われていない<sup>ばあい</sup> 場合は、<sup>ねんきんじむしょとう</sup> 年金事務所等から<sup>しよとく</sup> 所得の<sup>もうしたてしよ</sup> 申立書を<sup>てい</sup> 提出<sup>しんせい</sup> する必要があります。また、<sup>じゆうみんとうろく</sup> 住民登録が<sup>おこな</sup> 行われていない<sup>しゆつ</sup> 場合は、<sup>ねんきんじむしょとう</sup> 年金事務所等から<sup>ざいしよしょうめいしよとう</sup> 在所証明書等の<sup>ていしゆつ</sup> 提出<sup>もと</sup> を求められます。



(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

(10) 収容中に在所証明書等を添付した上で各種手続を行った者については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の手続を行う必要があります(市区町村役場等で住民登録が行われることにより、年金事務所で管理する住所も自動的に変更が行われます。)

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、在所証明書等を添付することにより、住民登録が行われておらず、矯正施設に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

### 3 支給停止等の届出について

(1) 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又は保護処分の執行等により刑事施設収容中は支給停止となるため、受給者は「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要です。支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給停止が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行うようにしてください。

なお、出所後又は出院後に再び受給するための手続については、年金事務所のお客様相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

(2) 特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が必要です。資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って

支給された額の返還を求められることとなることから、該当する  
場合には、必要な届出を行うようにしてください。

なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村  
の窓口で確認することができます（所定の手続を行った翌月分  
から支給されるため、出所後、速やかに手続を行うようにしてく  
ださい。）。

- (3) 年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分<sup>けいまた ほごしょぶん しつこうとう</sup>の執行等  
により受給資格が消滅<sup>じゅきゅうしかく しょうめつ</sup>するため、受給者は「年金生活者支援  
給付金不支給事由該当届<sup>きゅうふきんふしきゅうじゅうがいとうとどけ</sup>」の提出<sup>ていしゅつ ひつよう</sup>が必要です。資格消滅の  
届出<sup>とどけ</sup>をしないまま受給<sup>じゅきゅう つづ</sup>を続けると、後日<sup>ごじつ</sup>、遡<sup>さかのぼ</sup>って資格消滅<sup>しかくしょうめつ</sup>が  
行われ<sup>おこな</sup>、誤<sup>あやま</sup>って支給された額の返還<sup>しきゅう</sup>を求められることとなるこ  
とから、該当する場合には、必要な届出<sup>がいとう ばあい ひつよう とどけ</sup>を行うようにしてくださ  
い。

なお、出所後又は出院後に再び受給<sup>しゅつしよごまた しゅついんご ふたたび じゅきゅう</sup>するための手続<sup>てつづき</sup>について  
は、年金事務所<sup>ねんきんじむしょ</sup>のお客<sup>きやく</sup>様相談室<sup>さまそうだんしつ</sup>で確認<sup>かくにん</sup>することができます  
(所定の手続<sup>しよてい てつづき おこな</sup>を行った翌月分<sup>よくげつぶん</sup>から支給<sup>しきゅう</sup>されるため、出所後又は  
出院後<sup>しゅついんご すみ</sup>、速やかに手続<sup>てつづき おこな</sup>を行うようにしてください。)

#### 4 国民健康保険等の保険料の免除について

国民健康保険<sup>こくみんけんこうほけん</sup>、後期高齢者医療及び介護保険<sup>こうきこうれいしゃいりょうおよ かいごほけん</sup>に加入<sup>かにゆう</sup>している者が  
刑事施設<sup>けいじしせつ</sup>に収容<sup>しゅうよう</sup>されている場合は、国民健康保険等の保険料<sup>ばあい こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう</sup>（税  
方式採用<sup>ほうしきさいよう</sup>の場合<sup>ばあい</sup>における国民健康保険税<sup>こくみんけんこうほけんぜい</sup>を含む<sup>ふく</sup>。）を減免<sup>げんめん</sup>している  
市町村等<sup>しちょうそんとう</sup>があるので、減免<sup>げんめん</sup>を受けたい場合は、各自<sup>う</sup>で市町村等<sup>ばあい かくじ</sup>に  
減免制度<sup>げんめんせいど</sup>の有無<sup>うむ</sup>や必要な手続等<sup>ひつよう てつづきとう</sup>を確認<sup>かくにん</sup>してください。

#### 5 その他

年金<sup>ねんきん</sup>について不明な点<sup>ふめい</sup>がある場合<sup>てん</sup>には、施設<sup>ばあい</sup>において閲覧資料<sup>しせつ</sup>を  
備え付ける等<sup>そな</sup>としており、また、保険料納付<sup>ほけんりょうのうふ</sup>や年金見込額試算<sup>ねんきんみこみがくしさん</sup>など、

本人の年金記録等に基づく相談を希望する場合には、最寄の年金  
事務所の職員による指導等を受けることもできるので、職員に申  
で  
し出てください。

### 第13 刑事施設視察委員会

この委員会は広く国民の意見を反映して刑務所や拘置所の運営改善を図ることを目的とするもので、委員は社会の各団体から推薦された有識者の中から法務大臣が施設ごとに数名を任命することとされています。

任命された委員は施設の運営状況を適宜に視察した上で、所長に対して意見を述べ、所長は委員に対し必要な情報を提供するほか、もっともと思われる意見については、施設の運営に反映させます。また、委員は実情を把握するために、必要に応じて被収容者との面接を行うことができるほか、被収容者は書面でも委員会に要望や提案を伝えることができますので、希望する人は、その旨を職員に申し出てください。

ただ、次の点については、誤解のないよう注意してください。

1 被収容者は、所長に対して委員との面接を願い出ることができますが、実際に面接を実施するか否かは委員が判断するので、願い出たからといって必ず面接を行うことが約束されるわけではないこと。

2 視察委員会は、被収容者の個人的な不服や苦情を処理することを目的としておらず、他人のひぼう、中傷等を聴聞する機会ではありません。これらは、検討の対象とされないばかりでなく、まじめな要望や提案を吸い上げる機会を遅らせる原因になるので注意すること。

なお、不服申立てについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第157条以下の「審査の申請」、第1

63条以下の「<sup>じょうい か</sup>事実の<sup>じじつ しんこく</sup>申告」，<sup>だい</sup>第166条以下の「<sup>じょうい か</sup>苦情の<sup>くじょう もうし</sup>申  
<sup>で</sup>出」の<sup>せいど</sup>制度によることとなります。